

河川入門講座 (28)

河川環境（その1）

—水質汚濁対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



河川の環境問題というと、まず第一に河川流水の水質の保全、第二に自然生態系の回復、第三に水辺景観の改善の3つの分野があります。

今回は最初の水質問題についてお話しします。

河川管理の歴史の上からいうと、古くから問題になったのは河川の水質汚濁です。

ドブ川という言葉があるように、下水道普及以前の都市の生活排水の受皿となっていた道路側溝、水路、掘割、小河川の流水や施設自体が汚れていることは当然のことで、ドブ掃除ということも今までいうボランティア的に行われたものです。

しかし、それが流水の豊富な大河川に及ぶことはなく、東京でいえば隅田川や多摩川でも河川流水は清潔で、水泳や洗濯も行われていました。

河川の水質汚濁が深刻になり社会問題になったのは、今次大戦の敗戦後にわが国が復興してきて工業生産が急激に発展してきた昭和30年代の中ごろからの事です。

その典型例である隅田川では、あまりの水質悪化のために、鉄橋の上を走る電車の中まで臭くなり気持ちが悪くなった御婦人がいたり、渡船の乗客がハンカチで鼻を覆うなどどころか、沿川の大学ボート部が休業状態になり、ついには花火大会が中止されるまでに至りました。

昭和33年6月には、やはり汚染で被害を受けていた江戸川下流域の漁師たちが、汚染源と目される製紙工場に乱入し、機動隊と乱闘になるという事件まで発生しました。

腰の重い政府も漸く対策に乗り出し、「公共水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質二法を制定しましたが、内容は到って不十分なものでした。

本格的な対策は昭和42年の「公害対策基本法」の

制定を経て、世論の高まりもあり、水質二法に替わり昭和45年に「水質汚濁防止法」が制定され、工場排水の水質対策は本格化しました。

一方、家庭を発生源とする生活排水による水質汚染も深刻で、多摩川では下流域の取水堰からの水道原水の取水は停止され、堰を越して落下する河川水の出すアワが山のように積み重なり、風が吹くとそれがシャボン玉のように市街地に飛んでくるという悲喜劇もありました。

生活排水は規制というわけにはいかず、唯一の対策は下水道の整備なので、下水道整備の遅れていたわが国では以降、下水道整備の促進が図られ今日に到っています。

現在、東京都の下水道整備率はほとんど100%になりました。

このように長年の努力により、わが国の河川水質は大幅に改善され、あの隅田川も今ではパリオリンピックで話題になったセーヌ川より清潔なものと思われます。

このような水質問題の歴史を振り返って、国土交通省（旧建設省）が、下水道整備を別として、河川行政としては水質対策に積極的ではなかったことに気づかれます。

実は、明治29年という昔に制定され、昭和39年に新しい河川法に生まれ変わった（旧）河川法では、河川流水の清潔に影響を及ぼす行為は政令で規制することが出来たかもしれないのですが、清潔という概念の不明瞭さから政令は未制定でした。

又、昭和30年代は、狩野川台風、伊勢湾台風などの大災害による治水事業が、予算獲得から事業実施まで多忙をきわめていたことから、未開拓の水質汚濁対策にとり組む意欲に欠けていたのかも知れません。

結果的に水質保全行政の主役は、厚生省の公害課から独立発展してきた環境庁の担当となり、今日の環境省に受継がれています。